

## 公益社団法人 会津青年会議所 会館管理規程

- 第1条 本会館は公益社団法人会津青年会議所会館と称する。
- 第2条 この規程は公益社団法人会津青年会議所定款に基づき、本会館の管理に関する事項を規定する。
- 第3条 本会館は公益社団法人会津青年会議所目的達成のために使用する。
- 第4条 管理の対象は会津若松市慶山一丁目 2 番 2 号に於ける建物およびその付帯設備とする。
- 第5条 本会館を管理するために、会津青年会議所会館管理委員会を設けなければいけない。
- 第6条 会館管理委員会は、正会員及び特別会員により理事会において選任されるものとする。
2. 委員の数は 10 名以内とする。
  3. 委員長及び副委員長は委員の中より理事長がこれを任命し、理事会の承認を得るものとする。
  4. 委員会の任期は 1 年とし、その再任を妨げない
- 第7条 本会館の使用については、第 3 条の目的にのっとり、別に細則を設けるものとする。
2. 細則は会館管理委員会がこれを定め、理事会の承認を得なければならない。
- 第8条 本規程の改廃は理事会の決議による

### 附 則

本規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。